

※集団回収の申請書・報告書の書き方

奨励金の交付対象

奨励金の交付対象は、次の(1)～(4)の全てに当てはまる団体です。

- (1)つくば市の住民で構成された自治会、子ども会、PTA等の団体であること。
- (2)資源物の回収を自ら実施していること。
- (3)資源物の回収活動が営利を目的としないものであること。
- (4)資源物を回収する団体として市に登録されていること。

1. 最初に提出する書類

様式第1号 回収団体登録申請書

団体登録の書類と名簿を5月31日(31日が土曜日・日曜日にあたる場合はその直前の金曜日)までに提出してください。

登録申請

1. **回収団体登録申請書(様式第1号)**
書き方については記入例を参照ください。
2. **団体構成員の名簿**
団体の構成員全員分の住所・氏名が確認出来るものを提出してください。(様式は自由です。団体が子ども会などの場合は、役員など保護者の分も含みます。)

2. 活動が終わってから提出する書類

様式第3号 資源物集団回収報告書

回収活動が終了したら書類を20日以内に提出してください。

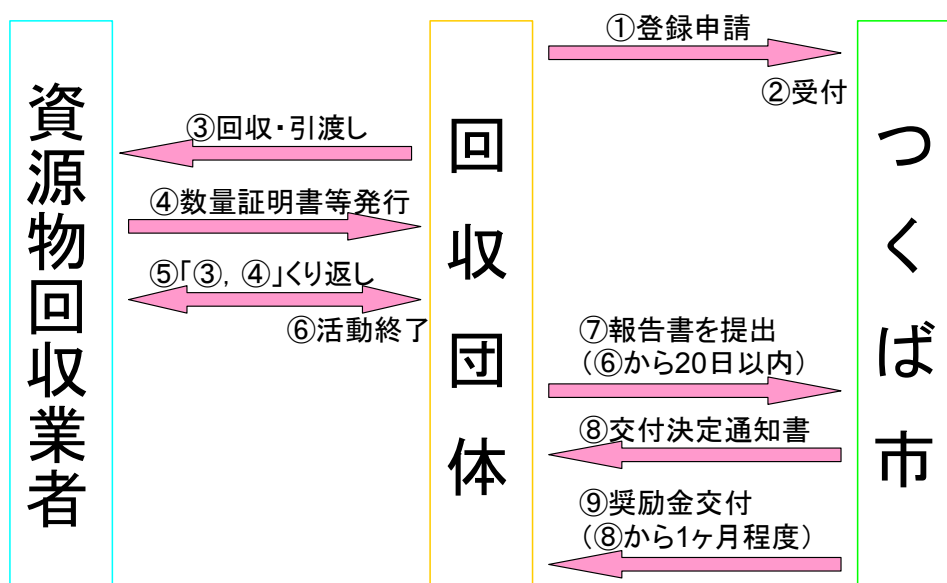
実績報告

- 活動終了後20日以内に提出してください。
最終の締め切りは翌年3月31日です。提出が遅れた場合、奨励金の交付ができない場合があります。
1. **資源物集団回収報告書(様式第3号)**
書き方については記入例を参照ください。
 2. **計算書、計量証明、仕切り書等の資源物の区分及び数量**
がわかるもの。
回収業者から受け取った原本を提出してください。
 3. **集団回収活動の状況写真**
活動状況が確認できる写真(2枚程度)
 4. **口座名義人・番号の確認できる通帳のコピー**
(名義・番号のわかる部分)

その他、注意事項

- (1) 奨励金の交付額は、1団体につき4万円が上限になります。
- (2) 振込は、会計処理の都合上、資源物集団回収奨励金交付決定通知書の発送後1ヶ月程度かかる場合もあります。通帳等でご確認ください。
- (3) 「びん重さ換算表」は、びんの数量計算書等が本数で記載されている場合に、キログラムに変換するときにご利用するものです。報告書にはキログラムで記入してください。
- (4) 資源物集団回収報告書(様式第3号)御記入の際、ホワイト修正は不可となります。また、金額合計欄は訂正が不可となりますので、御注意ください。
- (5) 年度途中で代表者の変更があった場合は、代表者変更届を提出してください。
- (6) 集団回収の状況を現地確認させていただく場合があります。ご了承ください。
- (7) 資源物の回収を自ら実施していると認められない場合には、奨励金を交付できない場合があります。

< 集団回収活動の流れ >



お問い合わせ・申請書送付先

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市生活環境部環境衛生課 担当：軽部

電話029-883-1111